

令和元年 10 月 28 日

## 浪速区役所職員の勤務時間の割振り変更について

### 1. 勤務時間の割振り変更を可能とする業務

#### (1) 浪速区区政会議

- ・区政会議は、区長、区シティ・マネージャー及び教育委員会事務局区担当教育次長の所管に属する施策及び事業について、立案段階から意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催する会議である。
- ・会議の回数は、「浪速区区政会議運営要綱」第5条において、年3回と定められている。また、同第6条に定める部会を3部会設置し、それぞれ年3回開催している。
- ・会議の時間は、より多くの区政会議委員に出席していただけるよう午後7時から午後9時までの2時間としている。

#### (2) 各地域地域活動協議会会議

- ・地域活動協議会は、おおむね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組みで、各地域（区内11地域）の地域活動協議会会議は、おおむね月1回開催されている。
- ・地域課題解決に向けた協働した取り組みなどの支援を行う各地域の地域担当職員は、行政からの連絡事項の説明や情報収集のため、各地域活動協議会会議に出席している。
- ・会議の時間は、地域の事情に応じて設定されており、多くが夜間に開催されている。

#### (3) 市民協働課教育・学習支援グループ所管業務（別紙参照）

- ①区の施策・事業との連携を図るため、各種市民活動団体の会議に出席し連絡調整業務を行っている。これら団体の会議は、月一回の定例役員会との意見交換会、年一回の総会、臨時会議等があり、夜間に開催されている。また、市長から委嘱している浪速区青少年指導員連絡協議会・浪速区青少年福祉委員連絡協議会による指導ルーム活動等の活動も多くが夜間に開催されている。
- ②平成27年度からの分権型教育行政の推進により、教育委員会事務局総務部教育政策課浪速区教育担当として所管する業務のうち、学校・地域・保護者からの意見聴取にかかる会議である区教育会議や、区内すべての小中学校で年

3回開催される学校協議会も、出席者の都合上、夜間の開催である。

③人権啓発業務（フレンズカップ、成人の日記念の集い）に関しても、市民活動団体・地域・学校等との連絡調整の会議があり、それぞれ年3～4回、出席者の都合上、夜間の開催である。

## 2 勤務時間変更の理由

(1)～(3)とも時間外勤務を抑制し、職員の長時間勤務による健康上の問題発生等の回避を図るため。

## 3 勤務時間の変更職員

- (1) 区政会議出席職員
- (2) 地域担当職員
- (3) 市民協働課教育・学習支援グループ職員

## 4 勤務時間の変更

現行勤務時間9時～17時30分（休憩時間12時15分～13時00分）を

- (1) 12時30分～21時00分（休憩時間17時30分～18時15分）
- (2) 11時30分～20時00分（休憩時間17時30分～18時15分）
- (3) ①11時30分～20時00分（休憩時間17時30分～18時15分）  
②12時00分～20時30分（休憩時間17時30分～18時15分）  
③12時30分～21時00分（休憩時間17時30分～18時15分）  
④13時00分～21時30分（休憩時間17時30分～18時15分）

とする（会議による）。

## 5 勤務時間変更の手続き

(1)～(3)とも会議に参加させる必要がある場合は、管理監督者が担当内業務の体制確保の可否を総合的に勘案した上で、1週間以上前に当該職員へ勤務時間の変更を命令する。

## 6 実施年月日

令和元年11月1日